



平成29年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社 福 井 銀 行  
代 表 者 名 代表執行役頭取 林 正博  
(コード番号 8362 東証 第一部)  
問 合 せ 先 経営管理グループマネージャー  
寺前 賢治  
(TEL 0776-24-2030)

### 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議するとともに、平成29年6月24日開催予定の第197期定時株主総会に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 単元株式数の変更

###### (1) 変更の理由

全国証券取引所が、全ての国内上場会社の単元株式数(売買単位)を100株に統一する期限を平成30年10月1日に定めましたことから、これに対応するものです。

###### (2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

###### (3) 変更予定日

平成29年10月1日

###### (4) 変更の条件

平成29年6月24日開催予定の第197期定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件とします。

##### 2. 株式併合

###### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、投資単位を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)にするとともに、当行株式を株主さまに安定的に保有いただくことや、株主さまの議決権数に変更が生じることがないように、株式併合(10株を1株に併合)を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主さまの所有株式数を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	241,446,697株
株式併合により減少する株式数	217,302,028株
株式併合後の発行済株式総数	24,144,669株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 株式併合による影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当行株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	8,812名（100.0%）	241,446,697株（100.0%）
10株未満所有株主	298名（3.4%）	420株（0.0%）
10株以上所有株主	8,514名（96.6%）	241,446,277株（100.0%）

(注) 上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主さま298名（所有株式数の合計420株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または後記の当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成29年10月1日をもって、株式併合の割合（10分の1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	565,647,320株
変更後の発行可能株式総数（平成29年10月1日付）	56,564,732株

(6) 株式併合の条件

平成29年6月24日開催予定の第197期定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴うものであります。なお、本定款変更は、会社法第182条第2項及び第195条第1項の定めに従い、株主総会における議案とすることなく行います。

(2) 定款変更の内容

当行の定款は、上記「2. 株式併合」に関する議案が、平成29年6月24日開催予定の第197期定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって以下のとおり変更されます。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>565,647,320株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>56,564,732株</u> とする。
(単元株式数) 第 8 条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000</u> <u>株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当銀行の単元株式数は、 <u>100株</u> と する。

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年5月12日
定時株主総会決議日	平成29年6月24日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合に係る効力発生日は、平成29年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成29年9月27日をもって、東京証券取引所における当行株式の売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以上

<本件に関するお問合わせ先> 経営管理チーム 西村 TEL 0776-25-8012

## 【ご参考】 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

### Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。今回当行では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当行では、10株を1株に併合いたします。

### Q 3 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月までに国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

これは投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当行は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当行株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

### Q 4 所有株式数や議決権数はどのようになるのですか。

A. 株主さまの株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなり、所有株式数は減少いたしますが、議決権数は変わりません。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 ①	3,000 株	3 個	300 株	3 個	なし
例 ②	1,219 株	1 個	121 株	1 個	0.9 株
例 ③	147 株	なし	14 株	なし	0.7 株
例 ④	5 株	なし	なし	なし	0.5 株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（例②、③、④のような場合）は、すべての端数株式を当行が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金は平成29年12月頃にお送りすることを予定しております。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合（例④のような場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、株式併合前に「単元未満株式の買取」または「単元未満株式の買増」制度をご利用いただくことにより、端数株式が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の当行株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合の前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主さまがご所有の当行株式の資産価値に影響が生じることはありません。

株式併合後においては、ご所有の株式数は併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は併合前の10倍となります。

また、株価につきましても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 6 受け取る配当金額はどうなりますか。

A. 今回の株式併合により株主さまのご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生日後においては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主さまの受取配当金額の変動はありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A. 株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取」または「単元未満株式の買増」制度をご利用いただくことにより、端数株式が生じないようにすることが可能です。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の当行株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8 株式併合後も単元未満株式の買取りや買増しは可能ですか。

A. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主さまは、「単元未満株式の買取」または「単元未満株式の買増」制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の当行株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 9 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 株主さまにお願いする特段のお手続きはございません。

Q10 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

A. 次のとおり予定しております。

平成29年6月24日 定時株主総会

平成29年9月26日 現在の単元株式数1,000株単位での売買最終日

平成29年9月27日 売買単位が1,000株から100株に変更されます。

株価に株式併合の効果が反映されます。

平成29年10月1日 株式併合と単元株式数の変更の効力が発生します。

**【お問い合わせ先】**

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

**※株主名簿管理人（お問い合わせ先）**

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

電話0120-094-777（フリーダイヤル）

受付時間 平日9:00～17:00

以上